

2019年8月

受益者の皆さまへ

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託『スパークス・ジャパン・オープン』

投資信託約款の変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社が設定・運用を行っております追加型証券投資信託「スパークス・ジャパン・オープン」(以下、「当ファンド」といいます。)につきまして、下記の通り、投資信託約款の変更を行いましたので、お知らせ申し上げます。

この変更に伴う当ファンドの運用の基本方針、運用体制等につきましては、一切変更はございません。
また、このお知らせに関しまして、受益者の皆さまのお手続きは不要でございます。

今後とも一層のご愛顧を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 投資信託約款の変更内容(新旧対照表)

(下線部_____は変更部分を示します。)

新	旧
<信託の目的、金額および追加信託の限度額> 策3条(略) ② 委託者は、受託者と合意のうえ、 <u>金5,000億円</u> を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。 ③(略)	<信託の目的、金額および追加信託の限度額> 策3条(同左) ② 委託者は、受託者と合意のうえ、 <u>金300億円</u> を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。 ③(同左)
<信託期間> 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から <u>2034年5月19日</u> までとします。	<信託期間> 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から <u>2024年5月17日</u> までとします。

新	旧
<p><信託報酬等の総額および支弁の方法></p> <p>第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>138</u>の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>②～③ (略)</p> <p><信託契約の解約></p> <p>第50条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権口数が<u>5億口</u>を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。</p> <p>②～⑥ (略)</p>	<p><信託報酬等の総額および支弁の方法></p> <p>第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>188</u>の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>②～③ (同左)</p> <p><信託契約の解約></p> <p>第50条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権口数が<u>20億口</u>を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。</p> <p>②～⑥ (同左)</p>

2. 投資信託約款の変更適用日

2019年8月20日 (火)

以上

<本件にかかるお問い合わせ先>

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

リテール BD マーケティング部

電話:03-6711-9200(代表)/受付時間:営業日の9時～17時